

## 静岡県道路交通環境安全推進連絡会議

## 会 則

## (名称)

第 1 条 本会議は、「静岡県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下「推進連絡会議」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 推進連絡会議は、静岡県内の道路における交通事故の防止を図るため、警察と道路管理者とが連携を図りながら、安全な道路交通環境整備に係る主要施策について適切な進行管理を行い、また地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策へ反映させることを目的とする。

## (事業)

第 3 条 推進連絡会議は第 2 条の目的を達成するために、次の事項について、調査・検討、対策の立案・実施等に関する事業を行うものとする。

- (1) 主要幹線道路における事故多発地点の解消
- (2) 生活道路における安全の確保
- (3) 分かりやすい道路標識の整備
- (4) 住民の参画による道路交通環境の整備
- (5) 重大事故の再発防止
- (6) 成果をあげるマネジメント（危険区間リスト等）に関する計画の策定、更新並びに評価・分析

2 (1)～(5)の事業の推進については、別に定める推進プログラムに従い実施するものとする。

## (組織)

第 4 条 推進連絡会議は、議長と委員をもって組織する。

2 推進連絡会議の議長は、静岡県警察本部交通部交通規制課長と国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長とが 1 年毎に交互に務める。ただし前条 1 の(6)については、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長にて務める。

3 委員は、推進連絡会議に参加する各機関の別表－ 1 に掲げる職にある者とする。ただし、必要に応じ、議長が指名する委員を参加させることが出来ることとする。

(運営)

第5条 推進連絡会議は、委員の所属する各機関が協議のうえ、必要と認めるときに議長が招集するものとする。

2 推進連絡会議は議長が運営する。ただし、議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。

3 委員は、会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により意見を述べるができる。

(作業部会及び専門部会)

第6条 推進連絡会議を補佐するため作業部会及び専門部会を設置する。

2 作業部会長は、静岡県警察本部交通部交通規制指導管理官と国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所副所長とが1年毎に交互に務める。ただし第3条1の(6)については、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所副所長にて務める。また、専門部会長は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所管理第二課長が務める。

3 作業部会及び専門部会の構成は、推進連絡会議に参加する各機関の別表-2a、別表-2bに掲げる職にある者とする。ただし、第3条1の(6)を議題とする作業部会及び専門部会、その他必要に応じ、作業部会長及び専門部会長が指名する委員を参加させることができることとする。

4 作業部会及び専門部会は所属する機関が協議の上、開催することとする。

5 作業部会は作業部会長が、専門部会は専門部会長が招集する。

6 作業部会長及び専門部会長に事故ある時は、作業部会長及び専門部会長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

7 関係機関を代表する作業部会及び専門部会の委員は、会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により意見を述べるができる。

(事務局)

第7条 推進連絡会議に、事務局を設置する。

2 事務局は、警察と道路管理者が共同でその任に当たるものとし、以下の部局を総括窓口とする。ただし第3条1の(6)については、道路管理者にてその任に当たるものとする。

静岡県警察本部 交通部 交通規制課

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課

(補足)

第8条 推進連絡会議の運営に関し、本会則の定めない事項が生じた場合は、関係機関の協議により解決を図るものとする。

## 付 則

- この会則は、平成13年10月25日から施行する。
- 一部改正 平成16年 2月23日から施行する。
  - 一部改正 平成17年 4月 1日から施行する。
  - 一部改正 平成19年 2月21日から施行する。
  - 一部改正 平成19年10月15日から施行する。
  - 一部改正 平成20年 4月 1日から施行する。
  - 一部改正 平成21年 2月 5日から施行する。
  - 一部改正 平成22年 2月16日から施行する。
  - 一部改正 平成22年10月 7日から施行する。
  - 一部改正 平成24年 2月 9日から施行する。
  - 一部改正 平成25年 2月13日から施行する。
  - 一部改正 平成27年 2月13日から施行する。
  - 一部改正 平成28年 2月12日から施行する。
  - 一部改正 平成28年 9月 1日から施行する。
  - 一部改正 平成29年 3月 2日から施行する。
  - 一部改正 平成30年 2月14日から施行する。
  - 一部改正 平成31年 3月 7日から施行する。
  - 一部改正 令和 2年 2月25日から施行する。
  - 一部改正 令和 3年 3月12日から施行する。
  - 一部改正 令和 4年 3月25日から施行する。
  - 一部改正 令和 5年 3月 9日から施行する。
  - 一部改正 令和 6年 3月 2日から施行する。
  - 一部改正 令和 7年 2月25日から施行する。

別表－1

## 静岡県道路交通環境安全推進連絡会議 委員構成

所属機関	官職	備考
静岡県警察本部 交通部	交通規制課長 交通企画課 理事官	◎
国土交通省 中部地方整備局	静岡国道事務所長 沼津河川国道事務所長 浜松河川国道事務所長	◎
静岡県 暮らし・環境部 県民生活局 交通基盤部 道路局	暮らし交通安全課長 道路整備課長 道路保全課長	
静岡市 建設局 道路部	道路保全課長	
浜松市 土木部	道路企画課 交通安全対策担当課長	
中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部	交通技術課 課長	
<議長が指名する委員> 埼玉大学 大学院名誉教授	久保田 尚	第3条1(6)の審議、必要に応じて(1)～(5)の助言

◎印の委員が交互に議長を務めることとする。

別表－ 2 a

## 静岡県道路交通環境安全推進連絡会議 作業部会構成

所 属 機 関	所 属 ・ 官 職	備 考
静岡県警察本部	交通部交通規制課 管理官 交通部交通規制課 課長補佐 交通部交通企画課 課長補佐	◎
国土交通省 中部地方整備局	静岡国道事務所 副所長 管理第二課長 建設専門官 沼津河川国道事務所 道路管理第二課長 浜松河川国道事務所 道路管理第二課長	◎
静岡県 暮らし・環境部 県民生活局  交通基盤部 道路局	暮らし交通安全課 主査  道路整備課 縣市町道班 班長 道路保全課 防災安全班 班長	
静岡市 建設局 道路部	道路保全課 交通安全施設係 係長	
浜松市 土木部	道路企画課 交通安全施設グループ長	
中日本高速道路株式会社 東京支社 保全サービス事業部	交通技術課 課長代理	
<議長が指名する委員> 埼玉大学 大学院名誉教授	久保田 尚	別表－ 1と同 じ

◎印の委員が交互に議長を務めることとする。

## 静岡県道路交通環境安全推進連絡会議 専門部会構成

所 属 機 関	所 属 ・ 官 職	備 考
静岡県警察本部	交通部交通企画課 係長 交通部交通規制課 係長	
国土交通省 中部地方整備局	静岡国道事務所 管理第二課長 建設専門官 管理第二課 交通対策係長 沼津河川国道事務所 道路管理第二課 交通対策係長 浜松河川国道事務所 道路管理第二課 保全企画係長	◎
静岡県 交通基盤部 道路局	道路整備課 縣市町道班 主査 技師 道路保全課 防災安全班 技師	
静岡市 建設局 道路部	道路保全課 交通安全施設係 主査	
浜松市 土木部	道路企画課 交通安全施設グループ 主任	
<議長が指名する委員> 埼玉大学 大学院名誉教授	久保田 尚	別表－ 1と同 じ

◎印の委員が議長を務めることとする。